

「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果（案）」に対する  
意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果（案）」に対する  
意見の募集（パブリックコメント）を、2014年1月27日（月）から2月20  
日（木）まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は11であり、  
のべ意見数は78件であった。その内訳については次の通り。

1. 意見提出者数の内訳

意見提出方法

メール	10
郵送	1
FAX	0
合計	11

個人・団体の別

個人	5
団体	6
合計	11

2. 項目別の意見件数

	件数
はじめに	0
点検の実施方法	1
第1部 5つの基本戦略に関する取組状況	1
基本戦略1 生物多様性を社会に浸透させる	20
基本戦略2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する	6
基本戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する	16
基本戦略4 地球規模の視野を持って行動する	2
基本戦略5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける	3
（参考）基本戦略と第3部における関連施策の対応表	0
第2部 愛知目標の達成へ向けたロードマップの進捗状況	0
戦略目標A関連	3
戦略目標B関連	6
戦略目標C関連	4
戦略目標D関連	2
戦略目標E関連	0
参考	2
第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果	1
数値目標の進捗状況	1
具体的施策の取組状況	1
全体	0
その他	9
合計	78

## 生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果（案）に対するご意見及びご意見への対応

※本表において、「国家戦略」は「生物多様性国家戦略2012-2020」を指す。  
 ※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、パブリックコメント版のものを指す。

No.	部	章	節	ページ	行	意見内容	理由	回答
1	—	—	—	2	3	1年間の評価ではなく「生物多様性国家戦略2010」を起点として現在までの評価とすべきである。	生物多様性基本法に基づく法定計画として定められた「生物多様性国家戦略2010」（2010年）では、生物多様性条約2010年目標と次期世界目標および日本の目標について記述されているが、その後、この目標の達成状況がどのように変遷したのか比較すべきである。	「生物多様性国家戦略2010」策定以降の取組については、平成24年1月にその進捗状況を評価し、その結果を踏まえ「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定しています。そのため、本点検は「生物多様性国家戦略2012-2020」策定以降の1年間のみ対象としております。
2	1	—	—	—	—	各項目毎の取りまとめである点線囲みについて、「・・・が重要です」という書きぶりは人ごとのようなトーンなので、表弱に工夫が必要。	—	当該箇所は小項目ごとに現状を整理し課題を抽出している箇所です。ご意見を踏まえ、点線囲み内が課題であることがわかるように修正しました。この課題を受けた今後の施策の方向性については、戦略の見直しや改定において検討を行う予定です。
3	1	1	—	3	11	「生物多様性」の認知度ではなく「生物多様性」と言う言葉の認知度であり、生物多様性の本来の意味については、殆ど理解されていない。	「生物多様性」と言う言葉の認知度と生物多様性の構造や保全すべき要素、なぜ「生物多様性」が重要なのかに関する意識は、低い。また、年齢構成上の認知状況についても評価すべきである。	内閣府における世論調査では、生物多様性の言葉の意味を説明した上で、意味を知っている、聞いたことがある等の回答を選択できるようにしています。 修正に関する御意見については、3ページ7行目及び11行目を以下のとおり修正しました。 「『生物多様性』という言葉を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合の認知度」 また、3ページ14行目に以下のとおり追記しました。 「平成24年度の調査で「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合を年代別に見ると、20代は80.0%、30代は72.0%、40代は74.5%、50代は74.5%、60代は75%となっており、20代における認知度が最も高いという結果が得られました。」
4	1	1	4	4	4	生物多様性に関して、広く国民に広報する活動として、様々な活動が挙げられているが、その多くがもともと生き物に関心がある人向けのものである。今後の活動として、マスメディア等を活用した無関心層への働きかけが重要である。	ウエブ調査結果でも、生物多様性について知っていると回答は減少傾向と見て取れる。	ご意見を踏まえ、5ページ34行目に以下のとおり追記しました。 「今まで自然に興味のなかった層を含め、より多くの国民に」
5	1	1	—	4	表1-1	希少種や種の保存法に関する認知度についても評価すべきである。	外来種に関して記述されているが希少種や種の保存法についても社会の認知状況を評価する必要がある。	本表については、国家戦略第3部に掲げた具体的施策のうち数値目標を設定しているものについて、本基本戦略に該当するものを取り上げています。ご意見については国家戦略の見直しの際の参考とさせていただきます。

6	1	1	2	6	22	<p>「②地域主体の取組の支援」の記述の中に該当法令を明記すべきである。</p>	<p>該当法令の記述を追加すべきである「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年十二月十日法律第七十二号）」</p>	<p>ご意見を踏まえ、6ページ24行目以降を以下のとおり修正しました。 「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律に基づく地域連携保全活動計画や生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略など、地域が主体となった法定計画の策定及び当該計画等に沿った生物多様性保全に係る事業を、地域生物多様性保全活動支援事業により、国の委託事業として支援しています。」</p>
7	1	1	3	9	28	<p>日本での先進事例として、企業とNGOからなる「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」設立、企業と生物多様性イニシアティブの取り組みについて記載すべきである。</p>	<p>民間企業の生物多様性保全の取り組みを積極的に推進するため、先ず、また、他国への日本での取り組み事例の紹介のため、先ず的な取り組みは積極的に記載すべきと考える。</p>	<p>ご提案いただいた取組は事業者の取組として重要なものと認識しておりますが、点検の対象期間（平成25年9月末まで）以降の取組であるため、原文のとおりと致します。</p>
8	1	1	4	9	28	<p>事例として「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」についても加筆すべきである。</p>	<p>全ての事業者に不可欠な紙調達において生物多様性への配慮を実施し、その意義をサプライチェーンにも拡大しようという動きは、生物多様性配慮の普及にとって重要である。</p>	<p>ご提案いただいた取組は事業者の取組として重要なものと認識しておりますが、点検の対象期間（平成25年9月末まで）以降の取組であるため、原文のとおりと致します。</p>
9	1	1	4	9	38	<p>生物多様性に配慮した紙の利用を社会全体に拡大・浸透させることを目的に、先進的な取り組みを行う企業が集まった「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」の発足（2013年11月14日）の紹介を提案します。</p>	<p>これまで日本国内では、環境に配慮した紙といえば、再生紙の使用が中心で生物多様性に配慮した紙に配慮されていませんでした。生物多様性に配慮した持続可能な紙の使用を積極的に推進する国内の大手ユーザー企業が集まって、自社のみならず社会を変えていこうとする本コンソーシアムの動きは、他の国内企業をリードするものとして、国内企業による生物多様性の保全に大きく貢献するものと考えます。</p>	<p>ご提案いただいた取組は事業者の取組として重要なものと認識しておりますが、点検の対象期間（平成25年9月末まで）以降の取組であるため、原文のとおりと致します。</p>

10	1	4	9	38	<p>「一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB)」の取り組みや、JBIB会員企業による先進的な取り組みが行われていることを紹介することを提案します。</p>	<p>JBIBは生物多様性に関する取り組みへの意欲の高い企業が集まり、2008年4月に発足しました（現在の会員数は54企業にのぼります）。以降、生物多様性に関して、国際的な視点に立った共同研究を行い、生物多様性に配慮した敷地管理のやり方を示した「いきもの共生事業所推進ガイドライン」や、生物多様性に配慮した水管理の考え方を整理した「生物多様性に配慮した企業の水管理ガイド」など、企業が実際に生物多様性に配慮した取り組みを行うために役に立つツールやガイドラインを作成し、国内外に情報発信してきました。現在も上記の他、事業と生物多様性の関係性評価や、生物多様性に配慮した原材料調達や森づくりに関する研究開発を進めています。</p> <p>このようなJBIB会員企業によるイニシアティブは、国内企業による生物多様性の保全のやり方の1つの方向性を示しており、生物多様性保全の取り組みを広く普及させるために重要な役割を担っているとと言えます。また、WBCSDの報告書の中で紹介されるなど、国際的にも認知されています。</p> <p>実際にJBIB委員会の中から、生物多様性の保全に関する先進的な取り組みを行う企業が多数出ており、JBIBの実質的な活動が、会員企業の取り組みを後押し、ひいては、国内企業による生物多様性の保全に大きく貢献しているといえます。JBIBのこのような企業の集まりによるイニシアティブの例は世界的にも珍しく、日本からは是非発信していただきたいと思っています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、No. 12の御意見への対応と合わせて、10ページ5行目に以下のとおり追記しました。  「また、国際的視点から生物多様性の保全に関する共同研究を行い、その結果を企業の取組に反映させ、生物多様性の保全に貢献することを目指す『企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB)』によりガイドラインやツールの作成などの取組が進められています。さらに、個別の事業者により企業の生物多様性に関する取組を推進するためのシンポジウムが継続して開催されるなど、様々な取組が進められています。」</p>
11	1	4	9	38	<p>「一般社団法人いきもの共生事業所推進協議会 (ABING)」の設立と本会によるオフィスビルと商業施設を対象とした認証制度（「いきもの共生事業所認証」）の開始について、紹介することを提案します。</p>	<p>ABINGは、生物多様性に配慮した敷地管理に関する認証制度を立ち上げ、2014年2月から国内のオフィスビルと商業施設を対象とした認証を開始しました。現在、一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB) が開発した「いきもの共生事業所推進ガイドライン」および「土地利用通帳簿® (都市・SO版)」にのっとりつつた取り組みをしている、11の施設が認証を取得しています。</p> <p>本認証制度は、国内の企業による生物多様性に配慮した敷地管理を推進し、ひいては事業所周辺地域の生物多様性の保全に大きく貢献するものと考えられます。</p>	<p>ご提案いただいた取組は事業者の取組として重要なものと認識しておりますが、点検の対象期間（平成25年9月末まで）以降の取組であるため、原文のとおりと致します。</p>
12	1	4	9	38	<p>三井住友海上火災保険株式会社が、企業と生物多様性に関する情報発信の場として2007年から毎年継続して開催しているシンポジウム「企業が語るいきものがたり」を紹介することを提案します。</p>	<p>三井住友海上火災保険株式会社が開催しているシンポジウム「企業が語るいきものがたり」は今年で7年目になります（2014年2月25日に第7回目が開催されます）。参加者はこれまで、のべ1,500名を超えています。毎年、企業による生物多様性の保全に関する最新情報を発信し続けており、企業と生物多様性に関する情報共有の場としての大きな役割を担っていると考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、No. 10のご意見への対応と合わせて、10ページ5行目に以下のとおり追記しました。  「また、国際的視点から生物多様性の保全に関する共同研究を行い、その結果を企業の取組に反映させ、生物多様性の保全に貢献することを目指す『企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB)』によりガイドラインやツールの作成などの取組が進められています。さらに、個別の事業者により企業の生物多様性に関する取組を推進するためのシンポジウムが継続して開催されるなど、様々な取組が進められています。」</p>

13	1	4	9	38	<p>紙・木材やパーム油、魚介類などの生物由来の原材料を、生物多様性に配慮した持続可能なやりかたで調達するための方針や基準を策定する企業が出てきていることを紹介することとを提案します。</p>	<p>企業活動の中でも生物多様性との関係が大きい原材料調達に関して、企業が生物多様性の保全にとつて非常に大きな意味を持ちまとは、生物多様性を展開する日本企業の中に、特に生物多様性と関係性が深い原材料（紙、木材、パーム油、紅茶、魚介類など）の調達に関して、このような方針や基準を策定する企業がでてきたことは、世界の生物多様性の保全にとつて大きな前進だと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、13ページ15行目に以下のとおり追記しました。「情報収集を行いました。事業者のなかには、生物多様性との関係が大きい生物由来の原材料（紙、木材、パーム油など）の調達を生物多様性に配慮した持続可能な方法で行うための方針や基準を策定する者も見られており、そのように生物多様性の保全に熱心な事業者や環境認証制度等それぞれを取り扱う事業者や生物多様性の保全に熱心な事業者の情報、業種ごとの事業活動と生物多様性の関わりなどについてウェブサイトで積極的に情報提供しています。また、環境に」</p>
14	1	4	9	38	<p>いきもの共生事業所認証を追記。生物多様性に配慮した社有地の管理について、企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）が開発した「いきもの共生事業者が推進ガイドライン」を学び活用する事業者が100社を超えた。また、このガイドラインに基づく「いきもの共生事業所認証（都市・SC版）」の第1号として11サイトを認定された。</p>	<p>生物多様性国家戦略2012-2020において、以下のように紹介されたツールについて、具体的な進展があったため。国家戦略の77ページ「生物多様性に配慮した社有地の管理（企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）が開発した「生きもの共生事業所推進ツール」の活用等）・・・」</p>	<p>ご提案いただいた取組は事業者の取組として重要なものと認識しておりますが、点検の対象期間（平成25年9月末まで）以降の取組であるため、原文のとおりと致します。</p>
15	1	4	10	15	<p>公益財団法人に関する記述を加えるべき。</p>	<p>恐らく公益財団法人は、NGOに括られていると思われるが、この囲み記述「NP0/NG0等」に限らず、公益財団法人の役割についても別途記述すべきである。</p>	<p>生物多様性国家戦略2012-2020においては公益財団法人についてNG0/NP0と分けて記載していないため、本点検もNP0/NG0等を含めて記載しています。</p>
16	1	5	10	21	<p>学校教育のみならず「社会教育」が重要であるが、本報告には、一言も記述が無い。「社会教育」に関する記述を加えるべきである。</p>	<p>生物多様性基本法に、社会教育の重要性が記述されている。第二十四条（国民の理解の増進）「国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進・・・」しかしながら本報告には「社会教育」と言う言葉すらない。法律で求められていることから「社会教育」に関して明記すべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、生物多様性の重要性を多くの人々の共通認識とし、主体的な行動へと結びつけていくことが重要であり、そのために学校に限らず社会全体で普及啓発や教育を行うっていく必要があるとあります。本文中に「社会教育」という文言は出てきませんが、基本戦略1の取組例において、社会教育に関する取組として、10、11ページに人材育成事業について記載しています。</p>

17	1	1	6	11	19	本項目に限らず「自然資本」に関する記述を加えるべきである。	本報告書には「自然資本」に関する記述が一切ないが、「生物多様性の経済的な価値評価」に加え「自然資本」に関する記述を加えるべきである。	ご意見を踏まえ、10ページ34行目に以下のとおり追記しました。「近年では、様々な生態系サービス（フロー）を生み出す自然環境を、事業者の経営基盤を支える資本（ストック）として捉える「自然資本」という考え方が注目されています。」
18	1	1	6	11	19	沖縄県辺野古の埋め立てや東北の防潮堤計画などについても経済的評価を行うと良い。先進的な取り組みとして、企業と生物多様性イニシアチブが作成する各種ガイドライン、いきもの共生事業所推進協議会設立および認証事業開始について記載すべきである。	これらの事業が生物多様性をどの程度損なうものなのか、数値でわかるようになる。民間企業の生物多様性保全を積極的に推進するため、先進的な取り組みは積極的に記載すべきと考える。	ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
19	1	1	7	13	6			企業と生物多様性イニシアチブの取組については、ご意見を踏まえ、No.12の御意見への対応と合わせて、10ページ5行目に以下のとおり追記しました。「また、国際的視点から生物多様性の保全に関する共同研究を行い、その結果を企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）」によりガイドラインやツールの作成などの取組が進められていきます。さらに、個別の事業者により企業の生物多様性に関する取組を推進するためのシンポジウムが継続して開催されるなど、様々な取組が進められています。」
20	1	1	—	13	—	いきもの認証制度を追記。	s	ご提案いただいた取組は事業者の取組として重要なものと認識しておりますが、点検の対象期間（平成25年9月末まで）以降の取組であるため、原文のとおりと致します。
21	1	1	7	14	表1-4	MSC認証に加えASC認証（養殖版海の工コラベルの「ASC (Aquaculture Stewardship Council: 水産養殖管理協議会)」の認証制度）に関する記述も加えるべきである。	今後、養殖版海のエコラベルも増加することから、加筆すべきである。	ご意見を踏まえ、14ページ表1-4にASO認証制度を追加しました。
22	1	1	7	14	表1-4	生物多様性条約第5回国別報告書（案）の方ではパーム油の認証制度であるRSP0が紹介されているが、こちらでも表の中で紹介すべきである。	日本でも既に大手企業約30社が取組を始めており、日本国内でも一定の認知がある。認証マーク付の商品も既に一般に販売されている。農産物の認証制度として国産米だけではなく、海外から輸入されているパーム油などの農産物にも目を向けるべきではないかと考える。	ご提案いただいた取組は事業者の取組として重要なものと認識しておりますが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
23	1	2	1	18	2	アマモの再生は成功してない。	移植先の環境を考慮せず移植を行っているケースが多い。場と技術の適合性を、こまめに検証する協議会を設置するなどの取り組みが必要。またその場に市民も参加できるようにすることが必要。	ご指摘いただいた点は重要なものと認識しており、「高古湾里海復興プラン」においてはアマモ場の生育環境調査等を行ったうえで、学識者、漁業者、NPO団体、行政等が参画した委員会では、再生手法や評価方法を検討しました。また、「里海復興プラン策定の手引き」においても移植先の環境を考慮するよう記載するなど、こうした考え方の普及に努めてまいります。
24	1	2	2	18	12	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)(以下、鳥獣被害特措法)に関する記述を加えるべきである。	鳥獣保護法に関する記述はあるが鳥獣被害特措法に関する記述がない。同法に関する取組も記述すべきである。	鳥獣被害対策に活用されている鳥獣被害特措法については、19ページ5行目及び21～23行目に、同法に基づく被害防止計画について記載しています。
25	1	2	3	20	2	石西礁湖サンゴ基金の取り組みに月桃を植えておられる赤土流出防止のためにセクタリーを超えた取り組みとして記載すべきである。	日本は有数のサンゴ礁・サンゴ群集を持つ国であるが、愛知県標10の達成年度が2015年と迫っていることから、複数のセクターでの取り組みが望ましいため、関連事例を積極的に記載すべきと考える。	ご提案いただいた取組は重要なものと認識しておりますが、NP0法人の個別の取組であり、本点検の当該箇所は主に国の取組について制度面から記載していることから、原文のとおりと致します。

26	1	2	4	22	3	法律の対象に海洋生物も含めるべきである。 2020年までに種の保存法に基づく指定種を300種にする記述を加えるべきである。	陸だけでいいわけではないだろう 「第183回国会における罰則の強化」の記述がされているが、附帯決議等において、2020年までに種の保存法に基づく指定種を300種にすることを表明していることから記述を加えるべきである。	海洋の希少な生物の情報整備を図るために、海洋生物のレッドリスト作成に関する取組を進めているところである。 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律は平成25年6月に改正されましたが、点検の時点における9月においては、指定種はまだ増加していないことから、ご意見を踏まえ、23ページ3行目を以下のとおり修正します。 「・・・情報収集を行い、生息・生育地域の自然的・社会的状況を踏まえ、にんじそ種の保存法に基づく国内希少野生動物植物種を2020年までに300種新規指定することを目指すに指定する等、必要・・・」 ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
27	1	2	4	23	2	再生可能エネルギー利用促進に向け、風力発電施設へのパードストライクのリスク軽減することであるが、洋上風力施設の場合は海中にも影響は及ぶ。 干潟や藻場の再生が成功したという基準が示されていないため、生物多様性保全を目的とした場合に、成功とはいえない事例も含まれている。	移植先の環境を考慮せず移植を行っているケースが多い。場と技術の適合性を、こまめに検証する協議会を設置するなどのしくみが必要。またその場に市民も参加できるようにすることが必要。	藻場・干潟の整備に当たっては、事業実施後の生態系や海洋環境等の変化を踏まえて適切に計画内容を見直していく「順応的管理手法」を取り入れるなどにより、積極的に推進しているところである。 また、各地域においては地域住民等が地域の実情に応じ藻場・干潟を保全する取組が進められており、その活動を行うにあたっては、藻場・干潟等の知見を有する専門家を派遣したり相談に応じるなど、活動をサポートする支援体制をとっているところである。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
28	1	2	5	24	28	再生可能エネルギー利用促進に向け、風力発電施設へのパードストライクのリスク軽減することであるが、洋上風力施設の場合は海中にも影響は及ぶ。 干潟や藻場の再生が成功したという基準が示されていないため、生物多様性保全を目的とした場合に、成功とはいえない事例も含まれている。	移植先の環境を考慮せず移植を行っているケースが多い。場と技術の適合性を、こまめに検証する協議会を設置するなどのしくみが必要。またその場に市民も参加できるようにすることが必要。	藻場・干潟の整備に当たっては、事業実施後の生態系や海洋環境等の変化を踏まえて適切に計画内容を見直していく「順応的管理手法」を取り入れるなどにより、積極的に推進しているところである。 また、各地域においては地域住民等が地域の実情に応じ藻場・干潟を保全する取組が進められており、その活動を行うにあたっては、藻場・干潟等の知見を有する専門家を派遣したり相談に応じるなど、活動をサポートする支援体制をとっているところである。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
29	1	3	—	26	—	再生可能エネルギー利用促進に向け、風力発電施設へのパードストライクのリスク軽減することであるが、洋上風力施設の場合は海中にも影響は及ぶ。 干潟や藻場の再生が成功したという基準が示されていないため、生物多様性保全を目的とした場合に、成功とはいえない事例も含まれている。	移植先の環境を考慮せず移植を行っているケースが多い。場と技術の適合性を、こまめに検証する協議会を設置するなどのしくみが必要。またその場に市民も参加できるようにすることが必要。	藻場・干潟の整備に当たっては、事業実施後の生態系や海洋環境等の変化を踏まえて適切に計画内容を見直していく「順応的管理手法」を取り入れるなどにより、積極的に推進しているところである。 また、各地域においては地域住民等が地域の実情に応じ藻場・干潟を保全する取組が進められており、その活動を行うにあたっては、藻場・干潟等の知見を有する専門家を派遣したり相談に応じるなど、活動をサポートする支援体制をとっているところである。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
30	1	3	—	26	—	個別の項目について自然再生ができていないか、どうかの可否も科学的根拠に欠け不明である状態であるため、森川海づながりが確保も困難であろう。過大評価である。 失敗事例もカウラントされている。失敗例は失敗例としてきちんと顧みるべきである。、自然再生事業計画数が目標値に達成しているところがあるが、計画するだけでは保全にはならない。	(理由なし)	ご意見をいただいた箇所では、国家戦略に記載のある数値目標について達成状況を評価しています。基本戦略3全体の評価については、「基本戦略3 まとめ」において、取組の一層の充実が必要である旨を記載しています。 自然再生は順応的管理手法や継続したモニタリングにより効果的な事業推進を図っているところですが、ご意見については今後の取組の参考とさせていただきます。
31	1	3	—	26	—	個別の項目について自然再生ができていないか、どうかの可否も科学的根拠に欠け不明である状態であるため、森川海づながりが確保も困難であろう。過大評価である。 失敗事例もカウラントされている。失敗例は失敗例としてきちんと顧みるべきである。、自然再生事業計画数が目標値に達成しているところがあるが、計画するだけでは保全にはならない。	自然再生の成否をはかるクライテリアを、干潟、サンゴ礁、海草藻場、砂浜などそれぞれについて設けるべきである。	ご意見をいただいた箇所では、国家戦略に記載のある数値目標について達成状況を評価しています。基本戦略3全体の評価については、「基本戦略3 まとめ」において、取組の一層の充実が必要である旨を記載しています。 自然再生は順応的管理手法や継続したモニタリングにより効果的な事業推進を図っているところですが、ご意見については今後の取組の参考とさせていただきます。
32	1	3	1	28	19	国立公園の普通地域は生態系ネットワークの保全取組例に該当しない場所もある。	国立公園を中心とする自然公園は生物多様性の保全に重要な地域です。普通地域は特別地域と一体的に保護を図る必要があることから自然公園の区域に含まれる地域であり、生態系ネットワークの形成にも貢献しています。	国立公園を中心とする自然公園は生物多様性の保全に重要な地域です。普通地域は特別地域と一体的に保護を図る必要があることから自然公園の区域に含まれる地域であり、生態系ネットワークの形成にも貢献しています。
33	1	3	1	29	12	海洋保全の推進のため、ぜひマリナーカー事業を拡大して欲しい。	日本は有数のサンゴ礁・サンゴ群集を持つ国であるが、愛知県標10の達成年度が2015年と迫っていることから、活動を加速すべきと考えます。	環境省では、ご指摘のあった愛知目標11の達成に向け、優良問語島国立公園の新規指定や山陰海岸国立公園の海域の拡張、またそれに伴うマリナーカー事業の予算獲得など、海域の保全強化に取り組んでおり、今後とも推進してまいります。

34	1	3	1	29	26	2020年までに種の保存法に基づく指定種を300種にする記述を加えるべきである。	「第183回国会における罰則の強化」の記述がされているが、附帯決議等において、2020年までに種の保存法に基づく指定種を300種にすることを表明していることから記述を加えるべきである。	絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律は平成25年6月に改正されましたが、点検の時点における9月においては、指定種はまだ増加していないことから、ご意見を踏まえ、23ページ3行目を以下のとおり修正します。 「・・・情報収集を行い、生息・生育地域の自然的・社会的状況を踏まえ、に応じて種の保存法に基づく国内希少野生動物植物種を2020年までに300種新規指定することを旨指すに指定する等、必要な・・・」
35	1	3	1	29	34	天然記念物を生態系ネットワークの保全取組例の一つにあげるのはどうか。実効性を伴うよう取り組み方を要すべきである。	対象となる生物等の生息状況が確認されていないケースが多い。また対象が明らかに危機に瀕している場合（例：ジュゴン）も顧みないのであれば指定の意味がない。	天然記念物は、学術上貴重で我が国の自然を記念する動物・植物・地質鉱物を対象としています。指定されたものは、指定地の改変や対象の捕獲・採取などの現状を変更する行為が規制されるなど、生物多様性の保全に重要な役割を果たし、生態系ネットワークにも貢献しています。
36	1	3	1	32	2	自然再生（砂浜、藻場、生き物などの移植、造成、放流など）の成功率高く見積もりすぎである。	砂浜、藻場、生き物などの移植、造成、放流などのうち、生物多様性保全を目的とした場合、成功とは言えない事例も含まれている。成否を測るクワイテリアを作ると良い。	いわゆる自然再生に関する事業はその目的や内容に応じ順応的管理手法や継続したモニタリングなどにより効果的かつ適切な推進を図っているところですが、ご意見については今後の取組の参考とさせていただきます。
37	1	3	5	37	21	データベース等の情報基盤に水産庁が所有するデータ、環境影響評価で得られたデータ、市民調査のデータも含めること。	情報整備を行いデータベースを充実させるという取り組み、および海洋環境モニタリングを継続的に行うことができ体制づくりは、知県の少ない海域において重要な対策である。またすでに環境影響評価や市民調査等で実施・推進されている調査のデータを活用も検討すべきである。その際に環境影響評価に係る調査に時折見られるよう調査者や分析者の氏名が匿名のまま提出され、他者の引用が難しくなるようなことがあってはならない。保全戦略のだから既存のデータの活用も盛り込み、またデータベース構築後の活用方法（例えば施策への活用、資源管理への適用など）を明確に書くべきである。	海洋環境・生態系の保全等を効果的に進めるために各種海洋洋情報を適切に提供することが重要であるため、政府等が保有する海洋に関する情報について、一元的に管理し利用しやすい形で提供することを推進しています。 また、環境省が平成25年度から公開している「いきものログ」には、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000などのデータに加え、「いきものログ」の市民参加型調査機能を使った市民調査のデータも一時的に収集・提供しています。さらに、国の機関・都道府県・市区町村・研究機関・専門家・市民等が実施する調査や管理する生物多様性データを登録し、共有することができま す。 なお、環境影響評価のデータについては、著作権は事業者に帰属しておりますが、環境省においては、ウェブページにおいて、事業実施主体や手続状況、過去の事例に関する概要等の情報を可能な限り提供しています。 ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
38	1	3	5	37	32	海のデータは不足している。今後も専門家だけでなく海に足りる主体からデータを得て、また一般市民が将来的に海の調査ができるようになるよう教育すべき。海は陸よりもデータが不足している。	（陸域の市民参加型調査と同様に）環境教育とデータの取得の両方を進めることができる取組である	専門家・NGO・ボランティア・地方自治体を始め、多様な主体の参画・協力を得て、効果的かつ継続的な調査の実施を行うことは重要と考えられています。

39	1	3	5	37	—	MPA8.3%という政府の見解を直し、生物多様性保全を目的とするMPA制度を再構築すべきである。	<p>1. 法制度の再整備を行うことが必要である。うち、自然公園法、天然記念物（文化財保護法）、自然環境保全地域（自然環境保全法）、鳥獣保護法、種の保存法等が、自然保護や生物多様性の保全を主目的とした法制度であるが、政府の主張するMPA8.3%のうちこれらの法律が占める割合は非常に低い。一方で大きな割合を占めている漁業法と海洋水産資源開発促進法は、水産資源のみを対象としているので、真に生物多様性保全に貢献しているとは言えない。日本政府が、MPA8.3%を主張するのであれば、MPAの根拠となる全ての法律を直し、その目的に生物多様性の保全が含まれるよう、法改正すべきである。また、海の空間管理に関する法律や実務にも、生物多様性保全の観点を導入し、改善する必要がある。</p> <p>2. 科学的根拠に基づいたMPAの設置を可能とする制度的担保が必要である。MPAの設置にあたって第一に必要なものは、科学的な根拠であるが、政府の主張するMPAには設置にあたる科学的な根拠が示されていない。データに基づいた具体的なMPAの設定と規制が行われるべきである。科学的根拠に基づいたMPAの設定を可能にするためには、法の整備を含めた制度上の担保が必要で、新しいデータの収集や、それに基づく見直しを行う順応的管理の体制が作られるべきである。海の生態系、とくに沿岸海域の生態系は、陸上生態系の大きな影響下にあることから、MPAの設定に必要な科学的データには、沿岸の生態系のみならず、広く流域や海岸の地形・地質・生物群集などの情報を含めて考察すべきである。3. 市民参加を可能とする制度的担保が必要である。政府の主張するMPAは市民参加のもとに決められたものではない。MPAの設定に当たっては、利害関係者や漁業権を有する人のみならず、より広い多くの様々な主体の合意形成を得ることができるといえる必要がある。</p>	生態系サービスの一つである供給サービス（生態系サービス）の保全も、生物多様性保全の重要な要素と考えられます。生態系サービスの持続可能な利用は、それがよって立つ生態系の維持を前提とするものであり、これらの法に基づく水産資源の保全に資するものです。なお、8.3%という面積は、入手可能な地理情報に基づくものです。
40	1	3	5	38	8	慶良間諸島国立公園の普通地域内では海砂の採取が行われる。これでは生物多様性を保全したことになる。	<p>国立公園の普通地域の規制内容を再検討すべき</p>	海砂採取が問題となるのは、海砂の採取が環境に与える影響を適切に審査してまいりませう。
41	1	3	5	38	19	干潟や藻場の再生が成功したという基準が示されていないため、生物多様性保全を目的とした場合に、成功とはいえない事例も含まれている。	<p>移植先の環境を考慮せず移植を行っているケースが多い。場と技術の適合性を、こまめに検証する協議会を設置するなどの取り組みが必要。またその場に市民も参加できるようにすることが必要。</p>	<p>また、各地域においては地域住民等が地域の事情に応じ藻場・干潟を保全する取組が進められており、その活動を行うにあたっては、藻場・干潟等の知見を有する専門家を派遣したり相談に応じるなど、活動をサポートする支援体制をとっているところがあります。また、各地域においてご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
42	1	3	5	38	28	本項目のタイトルからして誤りを招くものがある。タイトルのみを眺むと「サンゴ礁」の再生ができるかのように見える。	<p>「サンゴ」と「サンゴ礁」の違いをきちんと認識し、サンゴ礁の再生は不可能であることを認識し、対応すること。</p>	本項目のタイトルは、国家戦略の小項目のタイトルに沿っていませんので、原案のままとしたします。
43	1	3	5	38	38	生物多様性保全や森・川・海のつながりという視点から失点されることが多い。また何をどこまで復元すれば成功とするのか、ガイドラインがあるとうよい。	<p>砂浜の計画や設計等については「ビーチ計画・設計マニュアル改訂版」（平成17年）（国土交通省港湾局監修、社団法人日本マリナーナ・ビーチ協会編集・発行）をとりまとめるなど取組を進めているところですが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	<p>砂浜の計画や設計等については「ビーチ計画・設計マニュアル改訂版」（平成17年）（国土交通省港湾局監修、社団法人日本マリナーナ・ビーチ協会編集・発行）をとりまとめるなど取組を進めているところですが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

44	1	3	5	39	7	海版のRDB作成に関する記述を加える。	海版のRDB作成作業が進んでいるが、記述が無いので加えるべき。	海洋生物のレッドリストは、科学的知見の充実に関する事であるため、ご意見を踏まえ、37ページ36行目以下以下の文を追記しました。 「また、海洋生物について、平成28年度の公表を旨指してレッドリストの検討を進めています。」
45	1	4	2	49	17	種の保存法が改正されて罰則規定が引き上げられた点を加筆すべき。	種の保存法が改正されて罰則規定が引き上げられたことによる抑止効果などの記述を加えるべき。	野生動植物の種の保存に関する法律は違法取引に関する罰則を大幅強化する等の改正法を平成25年6月に公布し7月から施行していることから、ご指摘を踏まえ、49ページ20行目を以下のとおり修正しました。 「同条約付属書Iに掲げる種について、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき国内での譲渡等の規制を行っており、平成25年7月から同法における罰則規定を強化しました。」
46	1	4	3	50	9	日本が事務局である間に、さらなるサンゴ礁保全の加速と、生物多様性条約への貢献を期待します。	日本は有数のサンゴ礁・サンゴ群集を持つ国であるが、愛知目標10の達成年度が2015年と迫っていることから、活動を加速すべきと考える。	日本はこれまで国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）に積極的に貢献しておりますが、日本が事務局である間に愛知目標10との関連も意識した活動を展開するなどサンゴ礁保全の強化とそれを通じた生物多様性条約への貢献に取り組みます。
47	1	5	1	57	3	「平成25年10月の公表を旨指し、準備を進めています。」を「平成25年10月に公表しました。」に修正。	—	点検は平成25年9月末時点の進捗状況としており、原文のとおりと致します。
48	1	5	3	58	2	AP-BONの支援について記載があるが、J-BONの支援についても記載すべきである。	日本において科学技術を政策に反映し、国際的な貢献につながるためには、J-BONの活動活性化が必要と考える。	ご指摘の取組は重要なものと認識しておりますが、第3部の施策番号0677において進捗状況等を記載しているため、原文のとおりと致します。
49	1	5	—	58	33	IPBESについて、グローバルアセスメントだけでなくサブグローバルアセスメントも入れるべき。	—	ご意見を踏まえ、58ページ34行目以下のとおり追記しました。 「IPBESのグローバルアセスメントやサブグローバルアセスメントに資するような取組を」
50	2	A	1	3	15	生物多様性保全目的の新規補助事業や、奨励措置の生物多様性保全を目的とした変更など、愛知目標3に向けた進捗状況を具体的に記載すべき。	締約国として、また愛知目標が採択されたCOP10のホスト国として、目標の達成に責任ある対応が望まれる。とくに農業・漁業分野の補助金に関しては、国際交渉の場で環境への影響が議題になっており積極的に取り組むべきである。	生物多様性をより重視した農林水産施策の推進については、20ページ2行目を以降に記載されておりますので、原案通りとさせていただきます。
51	2	A	1	4	31	前記したASCに関して表を加えるべき。	ASC認証の状況について表等加えるべきである。	ASC認証も重要な制度と認識しておりますが、国家戦略の関連指標には挙げられていないことから、原文のとおりと致します。ご意見につきましては、今後の戦略見直しに際して参考とさせていただきます。
52	2	A	1	6	6	生物多様性の主流化を進めるべきところだが、予算が減少しているのは課題であり、対策と共に課題として記載すべきである。	第一部に記載されているように、主流化はまだ途上にあり、予算措置が必要と考える。	ご指摘のとおり、環境保全の予算（自然環境の保全と自然とのふれあいの推進）は全体的趨勢として減少傾向にあります。生物多様性の主流化に向け、各主体のより一層の参画を推進することが重要と認識しています。
53	2	B	1	8	30	干潟、藻場、サンゴ礁などの再生が成功したという基準が示されていないため、生物多様性保全を目的とした場合に、成功とはいえない事例も含まれている。	移植先の環境を考慮せず移植を行っているケースが多い。場と技術の適合性を、こまめに検証する協議会を設置するなどのしぐみが必要。またその場に市民も参加できるようにすることが必要。「里海」、「再生」、「創生」された状態が何をさすか、その成否が明確でないまま成果がはかられている。成否をはかるクラテリアを設けると良い。	ご指摘いただいた「干潟の再生の割合」のグラフが対象としてい事業については、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。なお、関連事業については、No.29、31、36、41において回答しておりますのでご参照ください。

54	2	B	2	11	—	生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所がどのよう生物多様性保全に貢献しているのか、科学的根拠を示すべき。	漁業改善計画対象水面の生産割合などがどのよう生物多様性保全に貢献するのか、科学的根拠が示されないのであれば、進捗かどうかの判断はできない。	愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標の達成状況を把握するための指標（関連指標群）については、生物多様性の状況を示す指標や取組状況を示す指標などさまざまな特性を有する指標を「生物多様性国家戦略2012-2020」において初めて設定したところ。たとえば、漁場改善計画は海面養殖生産における餌料の投入等により生じる、生物の生育に支障を来す物質の発生の減少や水底へのたい積防止を図り、養殖漁場を良好な状態に維持し又はその改善を図ることを目的としていること、また、生態系ネットワークの保全に向けた整備は水田魚道などの整備等生物多様性に貢献するものと考えております。
55	2	B	3	17	1	干潟、藻場、サンゴ礁などの再生が成功したという基準が示されていないため、生物多様性保全を目的とした場合に、成功とはいえない事例も含まれている。	移植先の環境を考慮せず移植を行っているケースが多い。場と技術の適合性を、こまめに検証する協議会を設置するなどのしくみが必要。またその場に市民も参加できるようにすることが必要。「里海」、「再生」、「創生」された状態が何をさすか、その成否が明確でないまま成果がはかられている。成否をはかるクライテリアを設けると良い。	ご指摘いただいた「干潟の再生の割合」のグラフが対象としてい事業については、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。なお、関連事業については、No.29、31、36、41において回答しておりますのでご参照ください。
56	2	B	4	21	39	マンガースだけではなく他の例もあげられる。サキゴロタマツメタやアゼルゼンチンアリアなどです。多くの地域で被害が発生している平均化することで推移が見られていないため、空間分布も含めて傾向がつかめる指標による表記に変更すべきである。	移植先の環境を考慮せず移植を行っているケースが多い。場と技術の適合性を、こまめに検証する協議会を設置するなどのしくみが必要。またその場に市民も参加できるようにすることが必要。「里海」、「再生」、「創生」された状態が何をさすか、その成否が明確でないまま成果がはかられている。成否をはかるクライテリアを設けると良い。	例示には、分かりやすさの観点から関連指標群に挙げられているものを優先して記載しているため、原案どおりといたします。
57	2	B	5	24	24	サンゴ礁生態系保全行動計画の会議は年1-2回しか行われていない。会議のみでその頻度では生物多様性保全を行うことは難しい。	日本のサンゴ礁域は2000kmに渡るのだから、推移についても場所による差異が大きいと考えられる。そのため、基礎データとして分析・表示が必要と考える。	ご意見は、国家戦略の見直しの際の参考とさせていただきます。
58	2	B	5	24	—	サンゴ礁生態系保全行動計画の会議は年1-2回しか行われていない。会議のみでその頻度では生物多様性保全を行うことは難しい。	会議の頻度を高くし、現場で得られたデータを精査し、事例を集め、成功の基準、有効な保全策などの基準を設けると良い。	会議は各種施策の進捗や研究の進展など得られる情報により成果に大きな影響を持つため、頻度により評価することが必ずしも適切とは考えませんが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
59	2	C	1	26	34	日本の沿岸の多くの場所が重要海域として抽出されるのであれば、重要でない海域との区別がつかず意味がない	海洋生物に関するデータは全般的に不足している。共有すべきである。	生態学的・生物学的に重要な海域の基準（EBSA基準）に該当すると判断された海域を抽出しております。
60	2	C	1	26	34	市民の意見や市民調査の結果を反映できるようにすべき	海洋生物に関するデータは全般的に不足している。共有すべきである。	地域限定で分布する種を除き、基本的には、全国的に調査を行っている科学的に信頼できるデータを利用しております。
61	2	C	1	26	34	地理分野、地形分野、文化的視点などが欠けている。	海洋生物に関するデータは全般的に不足している。共有すべきである。	文化的な視点は重要ですが、今般の重要海域の抽出については、EBSA基準を踏まえた生態学的・生物学的な重要性に焦点を当てていきます。なお、海流や海底地形は考慮しております。
62	2	C	2	29	15	環境省のみで海のレッドリストを作成しても意味がない。水産庁と情報を共有し連携を図るべきである。	海洋生物に関するデータは全般的に不足している。共有すべきである。	海洋生物のレッドリストについては、水産庁などとも情報共有を図りながら検討を進めているところです。
63	2	D	2	36	25	干潟や藻場の再生が成功したという基準が示されていないため、生物多様性保全を目的とした場合に、成功とはいえない事例も含まれている	移植先の環境を考慮せず移植を行っているケースが多い。場と技術の適合性を、こまめに検証する協議会を設置するなどのしくみが必要。またその場に市民も参加できるようにすることが必要。	ご指摘いただいた「干潟の再生の割合」のグラフが対象としてい事業については、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。なお、関連事業については、No.29、31、36、41において回答しておりますのでご参照ください。
64	2	D	3	38	10	名古屋議定書、国内法の制定に向けた方針を明記すべき。	現状は、検討レベルの記述に止まっているが、国内法を制定する方針で進んでいるはず。その旨、記述を加えるべきである。	「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」では平成26年3月末までに検討報告書を取りまとめ、当該報告書なども参考としつつ、関係者及び関係省庁による検討を引き続き行っていくこととしておりますが、点検の対象期間（平成25年9月末まで）以降の取組であるため、原文のとおりと致します。

65	2	参考	45	3	天然記念物や国立公園に指定するだけではなく、実効性の伴う保全措置を取ることを。	天然記念物に指定されたまま現状のモニタリングすらできていない対象物もある。慶良間諸島国立公園の普通地域で海砂の採取が行われる海域もある。規制の内容を生物多様性の保全ができるものに変更すべき。	天然記念物に指定されたまま現状のモニタリングすらできていない対象物もある。慶良間諸島国立公園の普通地域で海砂の採取が行われる海域もある。規制の内容を生物多様性の保全ができるものに変更すべき。	天然記念物は天然保護区域をはじめとして、その現状を保護することにより生物多様性の保全の役割を果たしています。また、国立公園を中心とする自然公園の普通地域の区域に含まれる地域であり、行為規制の厳しい特別地域とは役割に違いがあります。
66	2	参考	46	13	水質に関しては1980-1990年代に比べ改善されたものの、他の要素についてはむしろ悪化していると思われる。すべての要素を総合的に検討すべき。	生物多様性保全に貢献しているかどうかは1つのファクターでは図れない。	我が国の生物多様性については平成22年に「生物多様性総合評価報告書」をまとめており、平成27年までに生物多様性の総合的な評価を行うこととしています。ベースラインは必要に応じて見直しを検討することとしており、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
67	3	—	—	—	戦略の理念から課題設定までの素晴らしい内容が「第3部 行動計画」にまったく反映されていない。国家戦略の策定プロセスや今後の点検・改定手法を根本的に見直す必要がある。	理念（合理性）、課題認識、目標設定、基本方針は非常に素晴らしい内容となっている。各省庁が連携し、国民も参加できる形にし、理念を実行に移すことが必要。その際には、行動が生物多様性の保全に寄与しているものかどうかを慎重に検討する必要がある。自然の生態系は農水省、環境省、国立公園等と法律や行政区分で切り分けられている訳ではない。行政の縦割りや行政分界を解消し、関係省庁全てが協力し保全を進めるようにしないと、問題は解決しない。	ご意見は、国家戦略の見直しの際の参考とさせていただきます。	
68	3	1	1	8	数値目標に対して評価することは必要だが、目標に見合う成果と見えないものが見えなくなっている。数字あわせのような、目標に見合わない数値が含まれていると、評価全体の価値を下げることになるので改めるべきである。	数値の具体的な問題は以下の個別意見で指摘した。国家戦略における数値目標は、日本自然保護協会が毎年指摘してきた重要な指標といえる。しかし、今回の点検結果（案）を見ると、保護地域の面積のように、生物多様性の保全に实际的に貢献しているとは考えられないものも含まれているものがある。現状では生物多様性の劣化が食い止められていないため、手立てとして目標が設置されているにも関わらず、すでになんらかの目的で指定されている地域を計上したのでは、目標を設定した意味がない。	ご意見は、国家戦略の見直しの際の参考とさせていただきます。	
69	3	2	20	97	環境影響評価図書がネットで見られるようになりませんが、公表期間は1か月と限定されています。国は「電子行政オープンデータ戦略」「世界最先端IT国家創造宣言」などにあるように公開データを公開すると宣言されているが、環境アセスメントではまだ不十分です。住民が事後評価できるとは、期限を定めず公開するようすべきだと思います。また、調査結果が公開されれば、地域の環境保全にも活用できます。	環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方 (環境省) <a href="http://www.env.go.jp/policy/assess/2-21law/pdf/sonota_02-2.pdf">http://www.env.go.jp/policy/assess/2-21law/pdf/sonota_02-2.pdf</a> アセス図書の非公開措置をめぐって～国民の財産としてのアセス図書の適正管理と公開のルールを早急に～ 著作者（文責）： NPO地域づくり工房 森木 宏夫 <a href="http://www.jsia.net/5_contribution/contribution/contributon_110616.html">http://www.jsia.net/5_contribution/contribution/contributon_110616.html</a>	環境影響評価図書は事業者が自らの判断において作成するものであり、著作権は事業者に帰属しております。なお、環境省において切な公表がなされると理解しております。過去、環境省においてウェブページにおいて、手続状況や過去の事例に関する概要等の情報を可能な限り提供しているほか、図書の閲覧の希望があった際には、事業者に確認のうえ了解が得られた場合には閲覧を可能としています。	
70	—	—	—	—	ジュゴンの最北の生息地の一つの沖縄県名護市辺野古湾の埋立て計画は中止させる。	—	いただいたご意見は今回の施策の進捗状況の点検との直接的関係が不明であることから、回答致しかねます。	
71	—	—	—	—	クジラの虐殺でしかない南氷洋での調査捕鯨を中止させる。	—	いただいたご意見は今回の施策の進捗状況の点検との直接的関係が不明であることから、回答致しかねます。	
72	—	—	—	—	辺野古湾のジュゴンの薬場を守れない生物多様性国家戦略なんて税金の無駄遣いで無意味だ！	—	いただいたご意見は今回の施策の進捗状況の点検との直接的関係が不明であることから、回答致しかねます。	

